

# 定額減税しきれないと見込まれる方への給付

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税において、定額減税しきれない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額<sup>※1</sup>又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)と見込まれる方に対し、定額減税しきれない額を1万円単位で切り上げた額で支給します。

※1 6月3日時点の個人住民税の算定に用いている所得金額等を基にした推計額

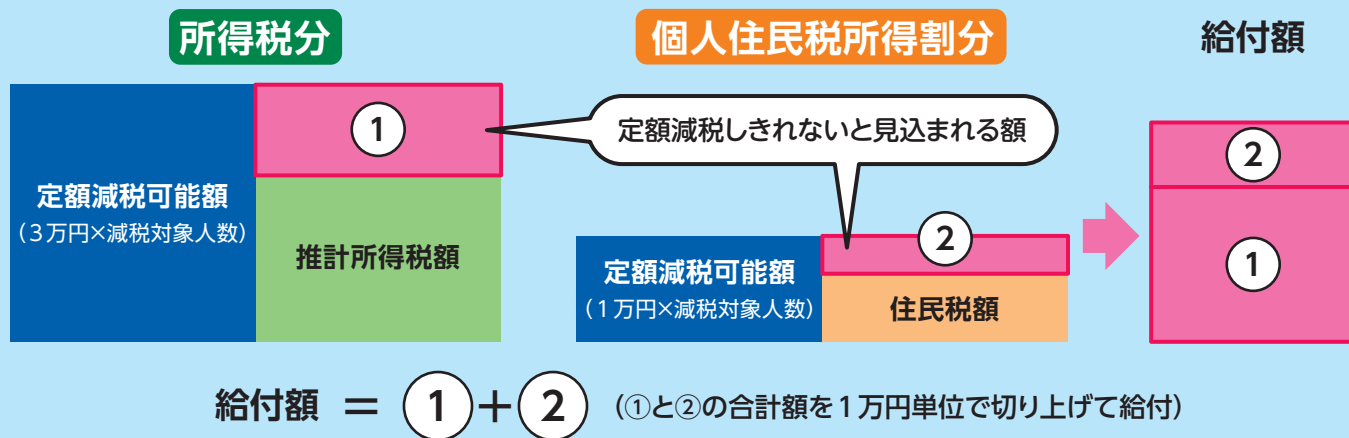
定額減税  
可能額

**所得税分** = 3万円 × 減税対象人数

**個人住民税所得割分** = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数とは、「納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族含む)」。  
ただし、国外居住者を除く。

給付額について



## 申請方法・支給時期

令和6年7月22日から順次、給付対象となる方へ「支給のお知らせ」又は「確認書」を送付します。

① マイナポータル等で公金受取口座を登録している方<sup>※2</sup>

➡ 支給のお知らせ **手続き不要**

登録されている口座へ令和6年8月19日(月)以降、順次支給します。

※2 公金受取口座を登録していても、①支給のお知らせではなく、②確認書にて振込先口座等を記載いただく場合もあります。

② 公金受取口座を登録していない方

➡ 確認書 **手続き必要**

確認書に、本給付の振込先口座等を記載の上、ご返送ください。

口座が確認でき次第、順次支給の手続きを行います。

**申請期間：令和6年7月24日(水)～令和6年10月25日(金) 必着**

給付対象であるにもかかわらず、「支給のお知らせ」又は「確認書」が届かない方や、再発行をご希望の方は**令和6年10月18日(金)**までに裏面記載の「横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター」にご連絡ください。

## 調整給付金の受給等に関するQ&A

### Q 私は調整給付金の対象ですか？

A 横浜市の調整給付金の対象となる方には、令和6年7月22日から順次、給付金額を記載した「支給のお知らせ」もしくは「確認書」を住民登録しているご住所あてにお送りしていますので、到着しましたらご確認ください。

なお、調整給付金は原則として令和6年1月1日に住民登録のある自治体から支給されます。

### Q 配偶者からDVを受け避難中(※)です。調整給付金を受給できますか？

A 横浜市の調整給付金の対象であるにも関わらず、DV等、様々な理由で住民票を移せないために「支給のお知らせ」や「確認書」が届かない場合は、後述の「横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター」にご連絡ください。

コールセンターにて、希望者向けお送りをしている「送付先変更依頼書」をご提出いただくことにより、関係書類送付先を変更することができます。

※「DVを受け避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合を言います。

## お問合せ先

### 【調整給付金】に関する問合せ

横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-045-320 FAX番号：0120-303-464（耳の不自由な方専用）

受付時間：9時～19時（令和6年8月4日までは土日祝含む）

※申請期日が近づくにつれ、電話が混み合う場合があります。

横浜市 調整給付

検索

市ウェブページ

